

島根県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 島根県ドクターヘリ事業の円滑で効果的な推進を図るため、島根県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) ドクターヘリの運航に必要な事項
- (2) ドクターヘリの安全運航及び医療クルーの安全教育に関する事項
- (3) 防災ヘリ等との連携に関する事項
- (4) ドクターヘリの多目的活用に関する事項
- (5) その他ドクターヘリ事業に関わる必要な事項

(組織)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、島根県立中央病院の救命救急センター長とし、副委員長は島根県健康福祉部医療政策課長をもって充てる。

3 委員会の構成員は、別表に掲げる者及び委員長が必要と認める者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

2 委員会は、必要に応じて随時開催する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を出席させて意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、委員長が必要と認める者をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置く。

4 部会長は、委員長が指名する。

5 作業部会は、部会長が必要に応じ構成員を召集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。